

(1) 織田信長朱印状

〔永禄一二年（一五六九）

猪飼野佐渡守・

猪飼野孫右衛門尉 宛〕

当郡自山中

出牧材木場

役之事、如前々

可令取沙汰之状、

如件、

永禄十二

四月日 信長（朱印）

猪飼野佐渡守殿

猪飼野孫右衛門尉殿

読み

当郡山中より出す牧材の木場役の事、
前々の如く取沙汰せしむべきの状、件の
如し、

永禄十二

四月日 信長(朱印)

猪飼野佐渡守殿

猪飼野孫右衛門尉殿

意味と解説

当郡（志賀郡）の山から狩り出される木材の木場（貯蔵場）の税について、以前のとおり取ってもよろしい。

宛先の猪飼野（いかいの）氏は近江の志賀郡の一族と推定されます。課税について信長が認め、猪飼野氏に伝えたものです。

